

会 議 録

| | |
|------------------------|---|
| 会 議 の 名 称 | 平成18年度 小金井市環境審議会（第2回） |
| 事 務 局 | 環境部環境政策課環境係 |
| 開 催 日 時 | 平成18年7月21日（金） 午前10時00分から正午まで |
| 開 催 場 所 | 前原暫定集会施設 C会議室 |
| 出 席 者 | 別紙のとおり |
| 傍 聴 の 可 否 | ○可 ・ 一部不可 ・ 不可 |
| 傍 聴 者 数 | 0名 |
| 傍聴不可等の理由等 | |
| 会 議 次 第 | <p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>（1） 前回の会議録の確認について （資料1 平成18年度第1回小金井市環境審議会議事録）</p> <p>（2） 小金井市地球温暖化対策実行計画の策定について （資料2 小金井市地球温暖化対策実行計画(案)）</p> <p>（3） 環境配慮指針の策定について （資料3 小金井市環境配慮指針(案)） 参考資料・小金井まちづくり条例</p> <p>3 次回審議会の日程について</p> <p>4 その他</p> |
| 会 議 結 果 | 別紙のとおり |
| 発言内容・発言者名 （主な発言要旨等） | 別紙のとおり |
| 提 出 資 料 | 情報公開コーナー、図書館、議員図書室にある議事録に添付してあります。 |
| そ の 他 | |

平成18年度第2回 小金井市環境審議会

議 事 録

日 時： 平成18年7月21日（金）10：00～12：00

会 場： 前原暫定集会施設 C会議室

■ 出席者

| | | |
|-------|----------|------------|
| (委 員) | 原 剛 会長 | 矢間 秀次郎副会長 |
| | 大西 弘 委員 | 平林 聖 委員 |
| | 田村 千加子委員 | 千村 裕子 委員 |
| | 村越 照子 委員 | 鈴木 薫 委員 |
| (欠席者) | 山田 昌弘 委員 | 耕納 善子 委員 |
| (事務局) | 環境部 天野部長 | 環境政策課 深澤課長 |
| | 環境係 鉄谷係長 | 環境係 萩主任 |
| | 環境係 立川主事 | 環境係 板本 |
| (傍聴者) | なし | |

■ 審議会次第

1 開会

2 議題

- (1) 前回の会議録の確認について（資料1）
- (2) 小金井市地球温暖化対策実行計画の策定について（資料2）
- (3) 環境配慮指針の策定について（資料3）

参考資料・小金井市まちづくり条例

3 次回審議会の日程について

4 その他

■ 審議経過（議事録）

1 開会

原 会 長： ただ今から環境審議会を開会いたします。

2 議題

- (1) 前回の会議録の確認について

原 会 長： さっそく議題にはいりたいと思います。

それでは、議題(1)について事務局のほうからご説明をお願いします。

深 澤 課 長： 第1回環境審議会の会議録の確認になります。修正があれば入れていただきたいと思います。その後、情報公開コーナーや図書館の方におきますのでお願いします。修正がある場合は来週月曜日までにご連絡をいただきたいと思いま

す。

原 会 長： 今、ざっと目を通していただいたところで、何かありますか。

では、細部に関して何かありましたら月曜日までに環境政策課の方に連絡していただきたいと思います。

深 澤 課 長： よろしく願いいたします。

(2) 小金井市地球温暖化対策実行計画の策定について

原 会 長： それでは次の議題(2)について事務局から説明をお願いします。

深 澤 課 長： はい。今、市で作っている地球温暖化対策実行計画は、市の事業、事務に対しての計画で、市全体に対してのものではないので、市民の皆さんには馴染みにくいところがあると思いますが、市民の皆さんにも市の取り組みを周知し、市民が実行できるものは実行していただきたいと考えています。

では内容について担当の方からご説明いたします。

萩 主 任： 資料2「小金井市地球温暖化対策実行計画(案)」の内容の説明を行った。(説明内容省略)

原 会 長： ありがとうございます。

先ほど、小金井市が計画している温暖化ガスの削減と、市民との間に開きがあつて馴染みにくいであろうという解説がありました。私はこの地球温暖化対策推進法という法律を作るときの中央環境審議会委員でしたが、本来我々の方の問題だったことが行政の方へ移行してしまったという経過があります。いわゆる、京都議定書をうけてこの法律を作ったとき、中央環境審議会に諮問されまして、色々な議論を重ねた中で、国、自治体、企業、国民、の責任と義務の分担というところで、企業における責任が大きいということでした。ところが、審議会の論議で二つの意見が出ました。一つは、企業は自主的に努力をしてやりたい、資本主義の自由経済なのだから規制はされたくないということと、もう一つは、しかし、その市場経済が放っておいたためにこんなことになったのだから政府が規制するべきである、という意見でした。二つの意見が対立しましたが、当時の環境庁の素案は、企業あるいは事業者が自ら排出する温室効果ガスを、製品や生産工程を改良するなどして抑える計画を立てて都道府県知事にそれを報告し、知事が住民にその内容を公表するという義務規定が入っていました。しかし企業の強い反対があり、義務規定が抜けてしまい、企業は義務から努力ということになりました。

その後、確かに努力はしていますが、進み具合がはかばかしくないということがあります。もともと法律の中に5年で見直しをして、効果がなければもとに戻し、規制をするという付帯決議がありました。それが今問題にされている「環境税」をどうするかということです。

このようなことを、小金井市のような地域社会でどう捉えていくかということですが、先ほどの説明にあつたように、市がこの段階で市民に見本を示して、本来、市民と企業であつたけれど、市民と市が一体となって地域社会の中でモデルを考えて実行していくというような、意味のあるものだと思います。

ですから、このようなことを頭において議論されるといいと思います。
どなたかご意見はありませんか。

大西委員： この温暖化対策というのは、ほとんど省エネに直結していると思います。今、使用エネルギーの半分は企業が使っているので、やはり企業の責任は大きいと思いますが、市民全体の方向性みたいなものを追求して、見せるというかモデル的なことも必要かと思います。

それから資料2の5頁の三つの棒グラフですが、個人的に違和感があります。実測値の細かい数字というのは意味がないと思います。もっと妥当なところでまとめたほうが映りもいいし、訴えかけやすい数字にしたほうが市民にも理解されやすいと思います。

原会長： ありがとうございます。

何か市のほうでコメントはありますか。今後の参考としてのご意見ですが。

深澤課長： はい。資料2の13頁を見ていただきたいと思います。こちらには資料として、同じ細かい数字があります。ですので、資料のほうは実数とし、さきほどの方向付けのほうは端数処理をしてわかりやすく変更させていただきます。

原会長： はい、わかりました。皆さんよろしいでしょうか。

他に何かありますか。

田村委員： 5頁から6頁にかけて、取り組みの具体的な方向付けが書かれていますが、市として実践している部分の効果とか、たとえば6頁の2の②で「低公害車の導入を図る。」というところで、CoCoバスのような天然圧縮ガスの車は環境にとっても良いと聞いていますけれども、他に低公害車の導入を図っているのでしょうか。また、今後の方向性はどのようなのでしょうか。

深澤課長： はい、同じく13頁の資料を見ていただきたいのですが、省エネ対策ということで、昼休みの消灯とか、使用しない時のパソコンの電源オフなどを行っていますが、温室効果ガスの数字が年々増えてきてしまっています。そこで、今年の始め頃、財団法人省エネルギーセンターという所に省エネ診断というものをやっていただきました。本庁舎の方をやっていただいて、どういうところがいけないのか、またどうしたら改善されるのかなどの提言をいただきました。その中で、たとえば蛍光灯を省エネタイプの物に換えるだけで違うということで、今、順次に交換しています。この地球温暖化対策実行計画が策定されましたら、それに基づき更なる省エネ対策をやっていこうと思っています。

それから車のことになりますが、お話のとおり、CoCoバスは天然圧縮ガスを使っています。市の車は約70台位ありますが、ごみの塵芥車に天然圧縮ガス車を何台か入れています。全車を天然圧縮ガス車にしないのは、災害時の対応を考えた時にガスのスタンドが少ないということがあります。ですから全車導入というのは難しいので、他車については低排出ガス車で対応しています。今後も、一定の範囲での天然圧縮ガス車の導入は進めていきますが、他は低公害車の導入を進めていきます。

天野部長： 市の方針としては天然圧縮ガス車を導入するようにしていますが、課長の話のとおり、この近所にスタンドが府中と保谷にしかなく、市内にはありません。

東京ガスに市内設置をお願いしています。東京ガスも努力をしてくれていますが、まだ無い状態です。そして災害時のことがありますので、最低限の台数をガソリン車にしているということです。

田 村 委 員： 小金井市はどこのスタンドを使っているのですか。

天 野 部 長： 府中の方です。

田 村 委 員： そうですか。CoCoバスはとても便利ですし、ぜひこのまま天然圧縮ガス車を進めていただきたいです。

天 野 部 長： 地域のコミュニティバスで天然圧縮ガス車を導入したのは、小金井市が最初だと思います。

原 会 長： CNG（天然圧縮ガス）は国際的な流れで、北京のバスなどはほとんどきりかえましたね。空気がきれいになっているようですよ。大きな変化ですね。

それから、こちらの東京都省エネラベリング制度のパンフレットは重要ですね。さきほど企業の責任という話をしましたが、去年の7月に東京都が条例をつくりまして、この省エネラベルがついていないと販売出来なくなりました。家電製品のエネルギーの消費量が全部わかりますので、企業も競争になっていますね。国の法律でも高いレベルに合わせるようになっていきますから、企業の努力も私達の生活の中に入ってきています。マンション環境性能表示などもそうですし、確実に世の中の考え方が変わりつつあるようですが目立って目に見えるものではないですね。その中で自治体がどのくらい、いいモデルをわかりやすく作っていくかが重要になると思います。

千 村 委 員： 今のお話では、企業も着々と努力をされていて、テレビコマーシャルなど見ても省エネを前面にして宣伝していますが、今ちょうど我が家をリフォームしようとしていて、実際はトイレを直すにも、風呂場を直すにも、床を直すにも、すべてがグレードアップしているので電力が増えてしまいます。これだけ地球温暖化が切実になってきているのに、パソコンを使えばプリンターも使ったり、ほとんど乗らなくても一家に一台は車があったりで、日々の生活の中では何かやるたびに電力などのエネルギーをますます使ってしまう。ですから、行政が、努力をして一生懸命に細かいところまで考えても、市民の方はどこ吹く風になっていたり、何か矛盾を感じます。市民全体がもっと緊迫感を感じて何かしらやらなければと考えないといけないと思いますし、形だけはこのようにした、というようなことも感じられるので、できたら一つでも二つでも市民が他市に無いような温暖化対策の取り組みをしているというようになればいいと思います。

原 会 長： 理屈をいいますと、社会的ジレンマということで、一人の合理性、利便さは全体の不幸になるというのがこの環境問題の構造でありまして、では不幸にならないためにはどうすればいいかという、残念ながら規制を入れるとか、教育のようなものを強めるなどしていくということですね。

矢 間 副会長： 今のお話をもっともな話ですが、今日提示されている小金井市地球温暖化対策実行計画（案）について私は問題無いと思います。しかし、たとえば5ページのグラフでは、実際の数値とは違う図になっていますね。どうしてもイメ

一で捉えるところが多いのでこれでは違う印象を持たせてしまいます。個人的な意見になりますが、ここに書かれていることは建前としてはこれでいいのですが、ここに書かれていない実態が三つあります。一つは電力や水は余っているということです。それは、本州にある原発の7割が止まった時でも停電が起きなかったことがありました。なぜなら、原子力発電は、よほどの緊急性がない限り出力の調節ができないので、電気の消費量にかかわらず、いつも一定の電気をつくっているからです。

あと、2頁(4)に書いてある火力発電のこともその文章の裏には原発の推進という意味があるのです。私達のような委員はそういうところを理解しなければいけないのです。このように情報が操作されているということが二つ目です。

千村委員： はい、原発は感じられました。

矢間副会長： 三つ目として申し上げたいのは、これらのことをクリア出来る方法として日本の伝統建築があるということです。自然採光や通風、湿気の排除など7割方クリアでき、しかも低レベルのコストで出来るのです。しかし、逆方向へ誘導している。そこには企業と行政と業界が密着して推進しているという一方の性格があるということなのです。

ですから、そういうところの問題意識を提起していくことが最終的に日本のすばらしい自治体の姿として浮かび上がっていくのではないのでしょうか。建前だけではなく、本音でぶつかり合っていく中で、新しい方法を生み出していくためのきっかけを環境政策の中に滲ませていくということを問題提起していくべきだと受け止めました。

原会長： そのとおりですね。今の千村委員と矢間副会長のお話はとても本質的です。つまり、問題だと思った時に小金井市民は何を選択出来るのかということ、その選択肢が見えないようになっている、あるいは始めから消えていたり、構造的に市場に出てきていないといった色々な問題がありますが、そこを自治体としてこのような計画の中に位置づけて表現していくかといった非常に重たい、構造的な部分ですね。

どうでしょうか。そのあたりの方向性としては。

深澤課長： 今いただきましたご意見につきましては、市民の方にどう伝えていくかということが必要だと思います。

それから、今、小金井市では環境基本条例に基づき、環境基本計画をつくりまして、その中で環境行動指針を作っています。内容としては、市や市民、事業者がどのような環境行動をしていくかという指針を示すものです。そこでさきほどのお話のように、省エネ対策など市民の方にどのような行動をとっていただくかというようなことです。これを作る段階では、委員の皆さんにご意見をいただきたいと思っています。そしてこういうものを利用しながら、市民の方にPRしていきたいと考えています。

原会長： 行政としてはそういうことになるのだと思いますが、大学の環境問題を勉強している学生がいちばん関心を持っていることは、事実がわかっている認識し

ているのに、なぜそれが行動に結びつかないのか、ということで、それを論文にする学生が多いのですが、認識から理解、理解から実践へと、何が動機付けであり、どういう選択構造があってはじめてそういうことが可能なのかということで、行政として目標は示す、でもいくら示しても市民が動かないのはなぜなのだろうということになるわけでありまして、一番大事なものは教育と申しますか、情報だと思ふのです。ハードな部分をずっとお書きになっているのですが、これが後からでてきたのですね。その中に環境教育とかも入ってしまっていて、それと温暖化を結びつけた情報のメッセージを効果的に出すということがおそらくこの中にソフトな部分として書き込まれていてもいいのではないかと申す印象は持ちましたがいかがでしょうか。

矢 間 副会長： そうですね、事実かどうかを問うときに、イメージが先行した論理、企業の宣伝ですとか、つまりこの5頁のグラフなど、書いた行政側はまったく意識はしてないと思いますが、市民はイメージとして捉えてしまいます。1ミリのものを10センチに見せてしまうという事実が実態としてあるのです。このような政治でも使われてしまう技法は世界でも日本はトップクラスですし、小金井市もこれから勉強しなければいけないと思います。しかしこれは建前のものでありますからこれで修正するところはないのですが、そういう問題意識をきちんと持っていてほしいと思います。

原 会 長： そうですね。イメージと固定観念というのはものすごく強力なものです。現実の社会とイメージの社会とそのイメージで何かを選択するという関係が世の中にあって、イメージの操作でどうにでもなるのです。

矢 間 副会長： きらびやかなものほど危険です。この東京都の提供した資料がありますが、とてもきらびやかですね。こういうものほど情報に大きな問題があるという問題意識を持たなくてははいけません。個人的にやってきたことのなかでこのようなことなのと言えらるのですが、千村委員のご意見にも触発されました。

千 村 委 員： ちなみに私は京都議定書で車をやめました。クーラーは家に一台もありません。だから自分が何か言うときに、自分はどうかということをはっきりしています。

なぜクーラーがなくてもいいかということがわかったのですが、ここの近くのマンションの1階に自転車を止めようとしたときに、クーラーの室外機の熱風でもものすごく暑かったのです。室内でクーラーを使うと外の温度まであれほど上がってしまうのかと。我が家の場合、まわりが学生たちの住む安アパート群なのでクーラーを使っている家が無いのです。それと誰も手入れをしない庭がジャングルようになっていて、蚊がすごいのですが3度は違います。

矢 間 副会長： 確かに、3度4度落とすために、緑をどう使うかという知恵もありますね。

原 会 長： 今回の緑のことはここには入っていませんが、小金井市にとってできることとして、緑と水が空気を冷やしたりとか、あとはいかに出さないかという議論をしているのですが、残念ながら出しているもので、出しているものを地域で吸収するという考え方も一方であっていいのです。積極的に抑制をしながら吸収するといった、その吸収の部分がまったく入っていませんね。たとえば、樹木を

積極的に利用する、そこのところは小金井市の得意分野として、湧水と崖線と大公園を持っているのですから、おおいに強調していくといいのではないのでしょうか。これがどれくらいの吸収力があるのかというのは計測できますから、そういうものも同時にだして、樹形は自然のまま残すのが小金井の伝統だというくらいやってもいいのではないですか。

矢 間 副会長： はじめから大きくやらなくても、学校などの実験モデルを作って、修正しながらデータをそろえて、説得力のある地域づくりをするというようなことで、さきほどの千村委員の3度違うというお話などの知恵はあらゆるところで使えるわけです。ですから、今日の論議はあくまでも法定に基づいた実行計画案をつくらなければならないという中で、こういったこともやってみていいのではないかと思っています。

原 会 長： 自治体ですから、そこのところは否定してもしょうがないので国の法律に従って、横だし上乗せでどんどんやって小金井市の姿勢を強調すべきであろうと思います。

他の委員の方はいかがですか。

平 林 委 員： 省エネの対象とする、資料にあるものは庁舎が中心ですよ。その他の公民館などの市の施設は対象ではないのでしょうか。

深 澤 課 長： 市の施設すべてが対象になっています。

平 林 委 員： そのデータはこの中の数字に入っていますか。

深 澤 課 長： 市の公共施設は全部入っている計算です。

平 林 委 員： そうですか。

ひとつ疑問なのですが、ごみの処理というのは CO2 を大きく出すわけですが、小金井市は共同の処理施設になっているので直接の事業所ではないのですが、それについてはどうなっているのか。それと、さきほどからでている数値の表示のしかたのところ、1990年度の予測値と書いてあるのは、書類として残る場合は、予測値ではなくて推定値と直したらいいのではないのでしょうか。

原 会 長： はい。他にはいかがですか。

大 西 委 員： 現在の市役所の施設における省エネ、温暖化対策という観点から、エネルギーを燃やさないで、生ごみ等でガスを発生させながらそれで車を走らせる。もちろんコスト的に儲かるとか儲からないのレベルではありませんが、そのような車を回収車などに利用するということで、廃棄物との関連ですね。そうすると役所だけでやっているというのではなく、各家庭とのつながりができますので、小金井市全体で省エネ、温暖化対策に関わっている実感があるのではないのでしょうか。今のところお話だけで裏づけはありませんが、そういう方向性もあると思います。

原 会 長： はい、ありがとうございます。今のお話ではいかがでしょうか。

天 野 部 長： はい、今のお話について、実際に生ごみからメタンガスを発生させてエネルギーとして利用するといった実証実験も行い、発電などに使っているという話も聞いています。小金井市でも新しいごみ施設を作るときにはそのような検討も必要かと思しますので、そういった施設の視察などにも行って研究も進めて

います。また、今年度から学校の給食残渣を利用して、生ごみの肥料化と堆肥化の実証実験を進めています。市内の農家の方にご協力いただきながら乾燥肥料を使っただけで、生ごみの肥料化ということで事業を進めていますので、今後さらに市民の方にもアピールしていきたいと考えています。

原 会 長： はい、わかりました。

次の議題に入りたいのですが、今のところで他に何かありますでしょうか。

村 越 委 員： ごみのことで細かいことになりますが、マヨネーズや食用油などの容器はきれいにして出すということなのですが、逆に洗剤を使ったりして排水が汚れたりします。かえって公害になるのではないか思うことがあります。油ものは洗剤もたくさん使わなければきれいになりませんし、どちらがいいのかと思います。

原 会 長： 今の問題などはどうなのでしょう。

天 野 部 長： 昨年からの個別収集、ごみ有料化以降、今年の燃やせないごみの三分別収集になるまでに、市民の皆さんにはそのような容器は簡単にすすいでほしいというお話をさせていただいています。それというのは、中間処理場で中間処理をする際に、特にこの時期ですと腐敗等において近隣の住民の方にご迷惑をおかけするということがあります。また三分別することで、中で処理する量を減らしたいということもありますので、協力をお願いしているのですが、洗い物の残り水ですすいでいただければというお話です。下水処理のほうでもその程度でしたら負荷もかかりませんので。

村 越 委 員： マヨネーズなどは紙で一度ぬぐってすすぐというのがいいのでしょうか。

天 野 部 長： そこまでしていただければ、環境負荷という部分で好ましいのですが、そこまで皆さんにご負担をおかけしてもいいのかということもあります。お願いをする方としては悩みどころでもありますね。そこまでしていただければ、とてもありがたいことです。

原 会 長： リサイクルびんなどはどうしているのですか。

天 野 部 長： リサイクルのほうに持っていきます。

村 越 委 員： それでは、ある程度の処理でいいのですね。軽く洗ったものをリサイクルのほうにもだしていいのですか。

天 野 部 長： はい、結構です。

原 会 長： 法律でもそうなっていますね。自治体は自動的にそちらへいくようになっていきますから。

矢 間 副会長： やはりびんとかのガラス製品がいいですね。あとは中身を全部使い切るということが大切です。

村 越 委 員： 最近、びんというのをあまり見かけないですね。

矢 間 副会長： コストの問題もあるのでしょうか。何せ、食品は早いうちに使い切るのがいいのだと思います。

原 会 長： はい、わかりました。鈴木委員のほうからは何かありますか。

鈴 木 委 員： 感想になりますが、目標設定についてはそれなりに筋が通った形でいいと思いますが、数値だけを見たときに、東京都も昨年このような計画を改正しまし

て5年で10%減という数字を目標設定しましたが、前回もお話したように、東京都の場合は水道局とかの大きな施設がありますので、減らせる余地があります。小金井市の場合は施設があまり無いなかで、これだけの目標をクリアするのは相当努力が必要だという感想をもちます。

それから、期間ですが、今年度からではいけないのでしょうか。

深澤課長： はい、ありがとうございます。この小金井市地球温暖化対策実行計画について、皆様から色々なご意見をいただいていますので、10月に予定しています次回の環境審議会までに調整いたしまして、再度そのときに確定していこうかと思っています。ですので、本日ご意見のなかった部分などについても何かありましたら、連絡をいただければ再検討していきたいと思います。かなり重要な問題でもありますし、鈴木委員からのご意見のとおり、目標値のクリアは相当難しいことでもありますので、次回までにまとめていきたいと思っています。

原会長： 次回は10月になりますね。

深澤課長： はい、開催日程のほうはまた調整させていただきます。

原会長： それでは次の議題に移りたいと思います。

(3) 環境配慮指針の策定について

原会長： それでは議題(3)について事務局からご説明をお願いします。

深澤課長： 資料3「小金井市環境配慮指針(案)」、参考資料「小金井市まちづくり条例」に基づき説明を行った。(説明内容省略)

原会長： ありがとうございます。

委員の方から何かご意見はありますか。

これは一種の紳士協定のようなものですか。

深澤課長： そうですね。

原会長： 罰則があるわけでもないし、強制もないと。ただこれがあれば、なにか市民運動などが起こったときに有力であるということですね。

深澤課長： そうですね。それから、宅地開発等指導要綱のほうに近隣住民との調和ということもありますし、説明会などの実施などで事業を進めていただきたいということです。そういうことで環境にも配慮してほしいということがいえると思います。

原会長： 自分の家とあるいはコミュニティと近隣の新しくできるところの関係がどうであるかというのが最大の関心でポイントなのですね。

深澤課長： 今予定では、この項目に沿って事業者がどういう配慮をしたかを文言で示してもらおう形で準備しています。

原会長： 立川市の場合は環境破壊だということで、市の計画が全面改正になった事例があります。

皆さんどうですか。

矢間副会長： はい。資料3の2枚目で「3自然環境を一体的に保全する」というところにある、東京都景観条例について、もし資料として配れるようなら、次回の時に配っていただければと思います。法的根拠という意味で必要だと思いますので

お願いしたいと思います。

天 野 部 長： 景観基本軸は、基本的には玉川上水と野川の2本です。資料の方は配るよう
に検討したいと思います。

原 会 長： 今、景観というのは価値の高い時代ですから。

矢 間 副会長： もう一ついいですか。

3枚目の防災対策のところ防火貯水槽や消火栓のことが書いてありますが、
どこに井戸があるとか、小金井市の現状はどうなっているのかというバックデ
ータもほしいと思います。

原 会 長： 他にはいかがでしょうか。

平 林 委 員： はい。これは、これから進めていくということですが、どのようなステップ
で進めていくのか、基本的な進め方の概要がわかれば前もっておしえていただ
ければと思います。

深 澤 課 長： さきほどお話ししましたように、条例は今年の3月に制定されまして1年以内
に施行していくという形で、今準備しています。そのうちの半年を各関係機関
や事業者にも周知する期間として考えています。又、これを施行するまでには各
部署との調整も必要ですので、担当と詰めながら1年以内をしたいと考えます。
それに関連して、この環境配慮指針も早急に確定したいと思います。

平 林 委 員： そうしますと、市の方での具体的な案というのは。

深 澤 課 長： 今後、条例を施行していくにあたって、施行規則、宅地開発等指導要綱、環
境配慮指針など、市長が制定していきます。この環境審議会でお示しして委員
の皆さんにご意見をいただき、総合的に判断しながら今後確定していきたいと
思っています。

原 会 長： これは簡単なことではなく、とても重要なことですね。ご意見のある方はぜ
ひお願いします。

千 村 委 員： 聞いた話ではっきりしていないのですが、明治屋の跡地に大きなマンション
が建つという事なのです。景観はもちろんなのですが、地下水に影響があるの
ではないかという心配があります。何か地下水を守る努力といったことはして
いるのでしょうか。

深 澤 課 長： はい、その件については資料3の2項目にありまして、最後のところに「小
金井市の地下水及び湧水を保全する条例」として、昨年の10月から施行して
います。明治屋跡地の工事については近くに民家の湧水口もありますし、深く
掘る基礎工事などがありますと一定の懸念もありますので、条例に従った形で
お願いしています。また、あの場所は国分寺崖線に隣接していますので、地下
水影響工事ということで手続きをしているところです。

原 会 長： 調査をするのですか。

深 澤 課 長： 地下水影響工事ということになりますと、ボーリング調査のデータをいただ
いて、それによって地下水、湧水に配慮した工事をお願いすることになります。

大 西 委 員： ちょっといいですか。

原 会 長： はい、大西委員どうぞ。

大 西 委 員： 地下水のお話で思い出しましたが、梶野町とか緑町の方に水路敷きがあつて

コンクリートになっていますがもったいないと思います。穴でも開けて、浸透ますのように雨水を地下にしみ込ませるようにしたらいいのではないかと思います。東京都の所有と聞いていますがどうなのでしょう。

深澤課長： 昔からある用水路敷きだと思いましたが、今は小金井市に移管されています。平成4年に用水路利用計画を作りまして、平成12年までということですが現在も生きています。これは、水を流せる所には湧水などを利用して流し、流せない所は遊歩道化するといったものです。また、行き止まりになっている部分は今後、隣接する方売却していくということになると思います。このようにその水路ごとに利用形態が違ってきます。そのあたりは担当課の道路管理課で整理しているところです。

ただ、現在利用するにも問題は、場所が確定できていないということなのです。昔からある水路なので、境界確定をしながらになります。登記簿上の確定をしないと次の作業に入れません。全体で市内には40km位ありますから、時間のかかる作業になると思います。

大西委員： 今、用水路になっているのは？

深澤課長： 仙川ですね。あれは1級河川になりますので、東京都の管轄になりますね。

原会長： では、今後の課題としてお願いします。

深澤課長： はい、わかりました。

原会長： 平林委員、どうぞ。

平林委員： 資料3の1項目で、「緑を守り育てる」のところですが、緑化で20%という数字に対して、過去のデータはどうなっているのか。緑地の算定基準もいままでの資料では、基準がばらばらです。今後続けてやっていけば基準も含めて、今までに持っているデータも合わせて検討していったらいいと思います。

深澤課長： こちらの20%という数字は、宅地開発面積に対しての割合になりますので、緑地率ではありません。

平林委員： そうですか。わかりました。

3 次回審議会の日程について

原会長： ちょうど時間もきましたので、次回の日程調整をしたいと思いますが。

深澤課長： 事務局のほうで調整いたしまして、ご連絡を差し上げたいと思います。

4 その他

原会長： はい、わかりました。

他に何もなければ閉会にしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これで閉会いたします。ありがとうございました。